大和市訓令第８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　庁中一般、各かい

大和市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程を次のように定める。

平成２８年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大和市長　大　木　　哲

大和市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき、法第７条に規定する事項に関し、本市職員（大和市職員定数条例（昭和２７年大和町条例第２号）に定める市長の事務部局の職員。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第２条　職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（法第２条第１号に掲げる障害者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

２　職員は、市長が別に定める不当な差別的取扱いの基本的な考え方等に留意し、その事務又は事業を行うものとする。

（合理的配慮の提供）

第３条　職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（法第２条第２号に掲げる社会的障壁をいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

２　職員は、市長が別に定める合理的配慮の基本的な考え方等に留意し、その事務又は事業を行うものとする。

（管理職職員の責務）

第４条　職員のうち、大和市管理職員等の範囲を定める規則（平成１４年大和市公平委員会規則第２号）別表市長部局の項に掲げる職（係長を除く。）にある者（以下「管理職職員」という。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

　(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

　(2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

　(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

２　管理職職員は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第５条　障がいを理由とする差別を受けた際に、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は次の各号に掲げる事項に応じて、それぞれ当該各号に定める課等とする。なお、本市業務に関することで、主管課が不明なものについては、障がい福祉主管課が窓口となり対応するものとする。

(1) 本市の業務に関する事項　各業務担当課等

(2) 本市職員の対応に関する事項　人事主管課

２　相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールその他の障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

３　第１項に規定する相談等を受けた課等の長は、障がい福祉主管課長に相談等の内容及びそれに対する対応を報告するものとする。障がい福祉主管課長は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

　（研修及び啓発）

第６条　研修主管課長及び障がい福祉主管課長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

２　研修主管課長及び障がい福祉主管課長は、新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるための研修を実施し、新たに管理職職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるための啓発を実施するよう努めるものとする。

３　前項の研修及び啓発の内容、回数等は、研修主管課長及び障がい福祉主管課長が協議して定めるものとする。

４　前２項に定めるもののほか、研修主管課長及び障がい福祉主管課長は、職員の障がいの特性に関する理解を深めるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。